

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	技術研究組合の所得計算の特例		
税 目	法人税（租税特別措置法第 6 6 条の 1 0、第 6 8 条の 9 4、租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 1、第 3 9 条の 1 2 1）		
要 望 の 内 容	適用期限を平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで 2 年間延長する。		
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図ることにより、オープンイノベーションの促進及び持続的な経済成長を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>研究開発活動は、当該開発企業のみならず、技術によって生み出された新たな財・サービスの利用を通じ他産業や消費者にもメリットをもたらすという正の外部性を有している。特に共同研究開発は、一企業単独では行い難いプロジェクト研究開発を共同研究で行うことにより、研究開発費、技術者、研究開発用設備等の研究開発資源に対する重複投資を防ぐことで効率性が高く、また他の企業及び研究機関との共同研究により革新的な技術が開発できることで有効性が高い。したがって、これを促進させることが必要である。この点、技術研究組合は、企業間の共同研究開発を促すものであり、技術研究組合は、共同研究の環境整備として有効である。</p> <p>このため、技術研究組合の組成及び技術研究組合を通じた研究活動を促進する観点から、必要な試験研究用資産を取得する際に租税特別措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>新成長戦略(平成22年6月閣議決定) 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。これらの施策を進めるに当たり、…オープン・イノベーションの実現に向けた科学・技術・イノベーションシステムを構築する。」</p> <p>第3期科学技術基本計画(平成18～22年度)(平成18年3月閣議決定) 「国としても、…研究開発活動促進に資する税制措置の活用…を図る。」</p> <p>政策評価に係る政策・施策体系 1. 経済産業政策 02 技術革新の促進・環境整備</p>																							
		政策の達成目標	技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。																							
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期間延長(2年間)。																							
		同上の期間中の達成目標	1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。																							
		政策目標の達成状況	<p>1組合当たりの事業費の伸び率を見ると、平成20年度 6.8%、平成21年度 14.2%となっており、目標未達成ではある。しかしながら、平成20年度の落込みは、金融危機の影響から事業費が減少したものであり、平成21年度の落込みは、技術研究組合法の改正により、設立組合数が飛躍的に増大した結果、組合設立という立上がり期に該当する組合数の割合が多くなり、このため、事業費総額が少額となってしまったことによる。平成22年度以降は、これらの減少要因が解消されるとともに、平成21年度新設組合の事業活動が本格化することから、事業費の増加が見込まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>H22年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>27,137</td> <td>26,433</td> <td>31,567</td> <td>42,793</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>32</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>1,234</td> <td>1,149</td> <td>986</td> <td>1,019</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>6.8%</td> <td>14.2%</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年7月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査より算出。</p>	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H22年度(見込)	事業費(百万円)	27,137	26,433	31,567	42,793	組合数	22	23	32	42	1組合当たり事業費	1,234	1,149	986	1,019	対前年度伸び率		6.8%
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H22年度(見込)																						
事業費(百万円)	27,137	26,433	31,567	42,793																						
組合数	22	23	32	42																						
1組合当たり事業費	1,234	1,149	986	1,019																						
対前年度伸び率		6.8%	14.2%	3.3%																						
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用件数</td> <td>組合数</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>143</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年7月までに設立された全組合に対する調査より算出。</p>	区分		平成23年度	平成24年度	適用件数	組合数	15	15	組合員数	143	143														
区分		平成23年度	平成24年度																							
適用件数	組合数	15	15																							
	組合員数	143	143																							

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.57倍となる。</p> <p>経済産業省アンケート調査(H22年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成20年度の単年度の減税(1,243百万円)により、10年間累計で約91億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。</p> <p>上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p>																																												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		<p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。</p>																																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額		なし。																																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		-																																												
	要望の措置の妥当性		<p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>制度創設後10年を超えているが、昨年、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資によるオープンイノベーションの一層の促進が求められている。</p> <p>また、適用件数について、昨年の技術研究組合法への改正以後、組合数が大幅に増加しており、今後も一定の増加が見込まれることから、税制を利用する組合数は増加するものと予想される。</p> <p>なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、本特例と同じ措置が認められている。</p>																																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1" data-bbox="550 1552 1481 1939"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>FY 17</th> <th>FY 18</th> <th>FY 19</th> <th>FY 20</th> <th>FY 21</th> <th>FY 22 (見込み)</th> <th>FY 23 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用件数</td> <td>組合数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>217</td> <td>182</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>143</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用額(百万円)</td> <td>3160</td> <td>4528</td> <td>5178</td> <td>5649</td> <td>12170</td> <td>6853</td> <td>6876</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減収額[適用額×22%]</td> <td>695</td> <td>996</td> <td>1139</td> <td>1243</td> <td>2677</td> <td>1508</td> <td>1513</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年7月までに設立された全組合に対する調査より算出。</p> <p>適用件数について、技術研究組合法改正(平成21年6月施行)後、組合数が大幅に増加(平成18~20年度の3年間で5組合新設・12組合解散、平成21・22年度(~7月)の1年強で25組合新設・8組合解散)しており、今後も一定の増加が見込まれることから、税制を利用する組合数は増加するものと予想される。</p>	区分		FY 17	FY 18	FY 19	FY 20	FY 21	FY 22 (見込み)	FY 23 (見込み)	適用件数	組合数	12	12	13	12	9	15	12	組合員数	217	182	192	182	105	143	161	適用額(百万円)		3160	4528	5178	5649	12170	6853	6876	減収額[適用額×22%]		695	996	1139	1243	2677	1508	1513
区分		FY 17	FY 18	FY 19	FY 20	FY 21	FY 22 (見込み)	FY 23 (見込み)																																							
適用件数	組合数	12	12	13	12	9	15	12																																							
	組合員数	217	182	192	182	105	143	161																																							
適用額(百万円)		3160	4528	5178	5649	12170	6853	6876																																							
減収額[適用額×22%]		695	996	1139	1243	2677	1508	1513																																							

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、オープンイノベーションの促進及び持続的な経済成長に寄与。</p>																				
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>組合を利用した共同研究開発の拡大及び研究成果の実用化の拡大</p>																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<table border="1" data-bbox="549 555 1465 801"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>H22 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>27,137</td> <td>26,433</td> <td>31,567</td> <td>42,793</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>32</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>1,234</td> <td>1,149</td> <td>986</td> <td>1,019</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年7月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査より算出。</p> <p>全組合の事業費は拡大しているが、1組合当たり事業費は、金融危機の影響等により、増減している。</p>	区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	H22 年度 (見込)	事業費(百万円)	27,137	26,433	31,567	42,793	組合数	22	23	32	42	1組合当たり事業費	1,234	1,149	986	1,019
区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	H22 年度 (見込)																		
事業費(百万円)	27,137	26,433	31,567	42,793																		
組合数	22	23	32	42																		
1組合当たり事業費	1,234	1,149	986	1,019																		
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鈹工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p>																				